



結

y u i

2014. 7. 20 No.58

発行「憲法9条の会つくば」

〒305-0005

つくば市天久保 1-10-12 1-401

TEL.080-5888-7824

Fax 029-856-2286



<http://peace.arrow.jp/tsukuba2/>

集団的自衛権行使にふみこむ閣議決定を断固撤回させましょう！



朝日新聞（7/2 付）は、「安倍内閣は1日夕の臨時閣議で、他国への攻撃に自衛隊が反撃する集団的自衛権の行使を認めるために、憲法解釈を変える閣議決定を行った。」と報じました。これが閣議決定の端的な内容であり、内閣の決意表明です。

次に来るものは、海外派兵法などを改定して、自衛隊が海外の「戦闘地域」に出動して「武力行使」できるようにすることです。政府は、年末に予定されている日米軍事協力の指針（ガイドライン）再改定をにらんで自衛隊法など十数本の関連法案を作成し、次期国会に提出するか、または、一斉地方選挙への深刻な影響を避け、来年の通常国会に提出すると報道されています。

今回の閣議決定は、第一に、憲法9条を根本から否定する、第二に、政府の一存で憲法解釈を変えることは、憲法のもとで国が成り立つという国の在り方を根本から否定する、第三に、「海外で武力行使は憲法違反」という、長年にわたる国会の議論によって積み上げられてきた政府の憲法解釈を180° 転換するものであり、議論に基づいて合意をめざす民主主義制度を否定するものです。閣議決定後の記者会見で安倍首相は「憲法解釈の基本は変えていない」と述べていますが、事実とは逆です。公明党は「個別的自衛権に限りなく近い」として、憲法解釈の変更を容認しました。

菅官房長官はNHKの報道番組で、中東ペルシャ湾のホルムズ海峡に機雷がまかれる事態となれば、死活的な問題として自衛隊に機雷除去をさせる可能性を述べています。機雷除去を行えば自衛隊は攻撃され必戦の武力行使を行うこととなります。必然的に戦闘状態に巻き込まれます。双方に死者が出るでしょう。自衛隊員の死者に対して国家のために戦死したと称揚する仕組みが作られ、国のために働けと徴兵制が行われるでしょう。

今、この本質を見抜いた若い世代は、安倍首相の強引なやり方に危機感を持ち、自分たちのいのちの問題として、街頭や首相官邸前で閣議決定反対、撤回の声を上げ始めました。我が子や孫たちを戦場に行かせてはならないと、多くの方が立ち上がっています。6月26日、つくば市議会は閣議決定反対の意見書を採択しました。また、当会からの緊急の呼びかけにも関わらず6月30日・7月1日の朝・昼・夕に行なわれた緊急宣伝行動には、多くの団体・個人の参加がありました。リレートーク・シール投票・ポスター掲示・チラシ配布・署名など多彩な宣伝行動を行ないました。「いても立ってもいられない」との気持ちから参加した方、知人、友人からたくさんの署名を頂き持参して行動に参加された方もおります。署名の呼びかけに中、高校生など、若い世代の方の反応が良いとも感じました。



憲法9条の会つくばは、国会での審議も、国民への十分な説明もなく、与党（自民、公明党）の密室協議で国の姿を変え「日本を戦争する国」にする安倍内閣の閣議決定強行に強く抗議し、撤回を求めます。

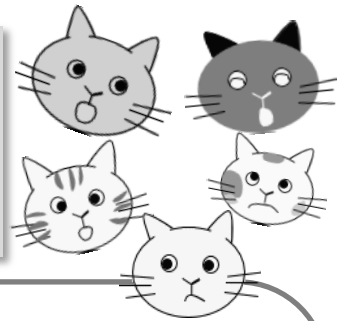
本来、憲法を守って政治を行うべき内閣が、自分達の都合の良いように憲法解釈を変えるなど許されることではありません。今回の閣議決定について多くの人との対話を広げましょう。そして、全国、県内、近隣の9条の会との情報交換、連帯の輪を広げ、草の根の運動で「戦争する国」づくりをストップさせましょう。

賛同人の皆様、是非とも知恵と力をお貸しください。ご協力をお願いします。

憲法9条の会つくば 共同代表
武田照子、野崎浩司、穂積妙子、堀部一寿、三浦克洋

戦争 反対

2014年7月1日、安倍政権は集団的自衛権行使を容認する閣議決定を公明党と共に強行しました。9条つくばでは、これに抗議する行動を、6月30日、7月1日の2日間、朝、昼、夜に行ない、会として集団的自衛権反対を訴えました。ご参加頂いた方々、賛同人の皆さんの主張を紹介します。



この間の安倍政権の動きを見ると、本当に恐ろしい。秘密保護法、国家安全保障会議の設置、武器輸出3原則の廃止、教育委員会制度改悪、消費税増税と福祉への攻撃、そして集団的自衛権行使容認、全てが戦争へつながる道であることがはっきり見えて来ました。「戦争を知らない子どもたち」も今や老年になりましたが、「戦争を知っている子どもたち」を生み出してはならないと、今新たな決意をしています。(S.R)

「ファシズムはそよ風と共にやって来る」と言う警句がありますが、そよ風どころか日本中特別警戒のスーパー台風とともにやって来た安倍総理の暴走。私も9条の会の方々とシール投票に参加しました。いろんな方々と話をすることが出来ました。なかでも一番嬉しかったのは近所の若いお母さんが自分から飛んできて来てくれて反対シールを貼ってくれ、その上「署名はないのですか」と言って積極的に署名してくれたことです。若いお母さんにとって切実な問題なんだと改めて思いました。次世代のためにこんな悪法は絶対に撤廃です。(S.T)

集団的自衛権行使に反対！みんなの主張



ルイ14世のセリフ「朕は国家なり」そのままに暴走を続け、しかも平然と国民だましのウソを並べる安倍のもとで、国民が渋々でもついていくほかないとしたら、日本海のむこうでミサイルを乱射している国となんら違いはありません。たとえ憲法改定主義者でも、この危機には気付くべきです。自民党以外に受け皿がないからといって自民に投票したり棄権したりせず、民主主義をまもるための選択ができるよう、国民的な運動の体制作り戦略を、野党各党や市民運動の指導者には必死で考えてほしいです。(Y.H)

今回の憲法解釈変更の根拠となった1972年政府見解「集団的自衛権と憲法との関係に関する政府資料」の最終結論は、「…わが憲法の下で武力行使を行うことが許されるのは、わが国に対する急迫、不正の侵害に対処する場合に限られるのであって、したがって、他国に加えられた武力攻撃を阻止することをその内容とする。いわゆる集団的自衛権の行使は、憲法上許されないといわざるを得ない」として明確に集団的自衛権の行使を否定している。にも拘わらず、安倍政権は、この結論を無視し、結論に至る前段の都合の良い記述のみを利用し強引に論理をねじ曲げて集団的自衛権の行使を認めるという全く逆の結論を導き出しており、国民をバカにするにも程がある。(K.D)



集団的自衛権に反対します。戦争する言い訳の6文字熟語は要りません。長い間多くの人びとが大事にしてきた憲法、さらに日本語を軽々しくひねくり回してごまかすような悪事は許せません。勇ましく強いことが尊重され、敵味方を明確にし、武力で問題解決をするような世の中になれば、一般の大人や子どもの日常生活の中にも暴力が蔓延し、弱者やマイノリティーいじめが正当化され、自由に意見が言えず、不信感、猜疑心が増加することでしょう。

昭和3年生まれのお父さんは日本国憲法が大好きでした。憲法は戦時中苦しみながら生きてきた多くの国民が「戦争だけはもうコリゴリだ」と喜んで享受したものと思います。残念ながら安倍さんやそのお友達やその親御さんは喜ばない特殊な環境にいたので一般人の思いを想像できないのでしょう。平成7年生まれのお母さんでさえも父の思いは想像できるのに本当に残念です。父が亡くなった時のお母さんの句です。

九条の喜びを知る祖父が逝く
父や憲法を喜んでいた先輩方は天国で応援してくれていると思うので、あきらめないで、現在進行形の恐ろしい流れに抵抗していきたいと考えます。(S.H)

集団的自衛権行使容認の閣議決定に抗議し、 今こそ主権者の声を全国の草の根から

全国九条の会は、7月5日、緊急の九条の会交流・懇談会を開催し、5名の呼びかけ人によるアピールと行動提起を発表しました。

安倍晋三内閣は7月1日、多くの国民の反対の声を押し切って、集団的自衛権行使を容認する新たな憲法解釈の閣議決定を強行しました。憲法9条の下では集団的自衛権の行使は許されないとする政府の憲法解釈は、60年以上にわたって積み重ねられ、国会答弁などをつうじて国民に示されてきたものです。これを一内閣の考えでくつがえすことは、まさに立憲主義破壊の暴挙です。

集団的自衛権による武力行使は限定的なものとの政府の説明とは反対に、閣議決定の内容は際限なく武力行使が拡大できるものとなっています。国連安全保障理事会の決定にもとづいておこなわれる軍事行動への参加も明示的には否定されてはいません。自衛隊は海外で武力行使しないという原則がくつがえされ、自衛隊員が海外で殺し殺されることとなります。「戦争をしない、軍隊をもたない」と定め、国の安全と生命・自由・幸福追求の国民の権利は徹底した平和外交によって守るとした憲法9条を根底から破壊するものです。

安倍内閣は今回の閣議決定を基礎に、自衛隊法、周辺事態法やPKO法など関連する法律の「改正」をおこない、日米防衛協力のための指針（ガイドライン）の再改定によって日本を「戦争する国」にしようとしています。

今こそ、私たちは主権者として、集団的自衛権行使容認の閣議決定に対して、きっぱりと「NO」の意思を示し、「戦争する国づくりは許さない」との声を全国の草の根からあげるときです。全国のすべての「九条の会」が、その先頭にたって、創意と工夫をこらした多様な行動に立ちあがることを呼びかけます。

2014年7月5日 九条の会

具体的な行動の提起

閣議決定だけでは海外で戦争をすることは出来ません。安倍内閣はこの閣議決定にもとづいて、自衛隊法や、PKO法・周辺事態法の改定などを行わなければなりません。年末に予定される日米安保のガイドラインの見直しをはさんで、秋の臨時国会や、来年の通常国会にはこれらの戦争関連法制がでてくることとなります。九条の破壊を許さず、戦争する国にさせない課題にとって、まさにこれからが大事なときです。

九条の会は、全国の草の根から一斉に力を合わせ、運動と世論を盛り上げ、これらの集団的自衛権行使の具体化のための諸法制に反対する取り組みを強め、集団的自衛権の行使を阻む必要があります。全国のすべての「九条の会」が、その先頭にたって、創意と工夫をこらした多様な行動に立ちあがることを呼びかけます。

- ①秋の臨時国会の冒頭となる2014年10月を全国統一行動月間に指定し、この期間に全ての九条の会が最低限1回は何らかの行動を設定し、とりくむよう呼びかけます。
- ②とり組み方は都道府県レベルから、市区町村レベルの九条の会、あるいは各分野ごとの九条の会の単独、あるいは共同した取り組みとしましょう。
- ③近隣の九条の会で、活動が休止状態になっているところに積極的に働きかけ、この月間を契機に立ち上がってもらうように協力しましょう。
- ④活動形態は各種イベント、集会、公開学習会、署

名、シール投票、チラシ・リーフレットの配布、ポスターの張り出しなど、九条の会らしい（「集団的自衛権の行使容認に反対し、憲法9条をまもる」という共通の課題で一致する全ての人々が加わるような配慮をした）とり組みとして、行われるのがのぞましいです。

- ⑤全国の九条の会の活動を激励するためにも、首都圏ではこの期間に、首都圏各九条の会が協力して、臨時国会の重要な局面になると思われる11月24日（月・休）、日比谷公会堂で、大規模な集会とパレードを企画したい。パレードは九条の会らしいものとして、皆さんの知恵を結集して、創意工夫したものにしたい。この集会に向けて、各地・各分野の九条の会は、それぞれの足下で多様な形態の行動を組織し、その成果を持ち寄りましょう。
- ⑥これらの活動の企画と結果を、「九条の会ニュース」、「九条の会メルマガ」を活用して、報告しあい、共有しましょう。
- ⑦以上のために、九条の会事務局は署名用紙、ポスター、チラシなどを作成し、サイトに掲載します。講師の紹介などもひきつづき積極的に行います。



当会では原則第一日曜日の定例署名行動、9日に西武前で9の日署名を行なっています。
6、7月は署名行動・シール投票の他、集団的自衛権行使容認に反対する行動を6月30日、7月1日に行ないました。皆さまのご協力に感謝致します。

「憲法9条の会つくば」の活動から



◆賛同人 2014年7月14日現在

総数 893名 (市内 631名)

◆9条署名 7月14日現在 15,546筆

9条つくばカンパの受付：口座番号 00100-3-742235 加入者名 憲法9条の会つくば

定例・9の日 署名など

▼集団的自衛権の行使を容認する閣議決定に反対し、或いは抗議する行動が、6月30日(月)、7月1日(火)の2日間、朝・昼・晩の3回にわたって実施され、行動を呼び掛けた憲法9条の会つくばの賛同人、その他たくさんの協力団体の方々の参加を得て、力強く実行されました。この憲法破壊の暴挙に対して、何とかしなければ、という思いで集まった方々の訴えが、多くの通行人の心に響き、「憲法9条を変えないことを求める署名」の呼びかけにお応え頂き、6月30日の昼と夜、7月1日の昼の活動で寄せられた署名数は58筆に達しました。ご署名下さった皆さま、そして、熱い思いで署名を訴えた皆さま、ありがとうございました。

▼7月6日、7月第1日曜日の定例署名は、まつぼっくり保育園のバザー会場をお借りして行ないました。バザーは大変な賑わいでした。集団的自衛権の行使容認が閣議決定され、日本が「戦争をする国」へ歩みを進めようとしていることへの危機感、不安を言葉にして署名して下さる若いお母さんが多く、ともに安倍政権に対して異議申し立てしよう、と話し合いました。

▼7月9日(水)12:30~13:40 西武デパート2階外広場で、9の日署名活動をしました。この日は、新婦人の「特定秘密保護法の廃止を求める活動」とのジョイント・アクションでした。参加者は総数12人、久しぶりにAさんの「抒情歌」が流れる中で、懐かしい歌を口ずさみながらの活動でした。水曜日の昼下がりに、しかも雨が降り出しそうな雲行きのおかげ、人の流れは少なかったけど、チラシの受け取り、署名やシール投票への参加など、先月よりずっと良かったように感じました。中には「今回のような安倍さんのやり方に、いま反対しないと、今後大変なことになると思う」と、進んでシール投票をして下さる方もおられました。若い男性に声掛けすると、危機感を感じていたようで、シール投票にも9条署名にも参加して下さいました。(長田)

県9条の会 県南9条の会 共同・協力

憲法フェスティバルで提案された、県内9条の会が統一して行う共同行動は6月末~7月にかけての「集団的自衛権行使に反対する県内一斉チラシ配布」という形で実施されました。つくばでは、6月30日、7月1日の閣議決定に反対する緊急行動、7月6日のまつぼっくりバザーでのチラシ配布に活用しました。今回の「結」に同封しましたので、ぜひまだ賛同人でないお知り合いにお渡し下さ

い。同時に9条の会への賛同をお願いして下さい。

県南地域の各9条の会も、緊迫した事態に対し次々と学習会・講演会を企画、実施されました。

◎5月15日 荳崎9条の会は渡辺治氏を講師に「集団的自衛権行使容認のねらいと闘いの展望」という緊急学習会を持ちました。その中で提起された、改憲を阻む国民的共同づくりの焦点とは「安保闘争に学び、それを超える新たな市民運動と地域活動の力の結集」というものです。その地域での活動を担うのは、全国に7500以上組織された各地の9条の会と平和団体、婦人団体などの共同の力です。

◎5月25日 憲法9条牛久の会は「若者と語るカフェ」という企画を組み、茗溪学園出身の若い女性弁護士福富美穂子さんの「集団的自衛権と日本国憲法」という講演と、茗溪学園在学生、卒業生(現大学生)の意見表明(集団的自衛権と秘密保護法に関して)がありました。福富さんは、講演の最後で「守ろう、憲法の理念。今一度、声に出して読んでみよう、憲法前文。恒久平和主義と平和的生存権。この二つを脅かす『戦争』は最大の人権侵害」と訴えられました。講師をはじめ若者の姿が多く参加者が励まされた集まりでした。

◎6月8日 つくば市研学9条の会は講演と対話のつどい「暴走する安倍内閣の狙いは何か」を開催。立正大学金子勝氏の講演と意見交換がありました。講師は安倍内閣の言う「積極的平和主義」の本質や、秘密保護法と集団的自衛権行使の密接な関係、政府の狙う大学「改革」=国家の「大学統制」などの多岐に渡る内容を詳細な資料をもとに話されました。

◎7月6日 阿見九条の会発足1周年記念、学習講演会では、つくばでもおなじみの小森陽一全国九条の会事務局長を招いての講演会を開催。7.1閣議決定後の講演ということで、今後の活動の指針を得たいという共通の思いが参加者にあったと思います。小森氏は、全国各地に9条の会が出来る過程で、9条擁護の世論が高まってきたことを紹介、今後も9条の会を作ることで世論が変わる、それぞれの地域で2割の人を憲法擁護の方向に変えることができれば、安倍の野望を打ち砕くことができる、と話されました。

◎憲法九条土浦の会世話人は、5月20日安倍晋三氏あてに「集団的自衛権行使の容認に反対する決議」を送付されました。

県南地域9条(九条)の会は、7月21日に3回目の交流会を持ちます。県南地域で共同して取り組める行動についても話し合われる予定です。(穂積妙子)

誰も書かなかった義勇軍

吉野年雄 著
光陽出版社

中国侵略の裏面史

一体験者が語る満蒙移民政策の本質

「15の春は泣かせない」という元京都府知事・蛭川虎三さんの言葉がある。

1926年生まれ、茨城小美玉市の吉野年雄さん（著者）は、いまなら高校に入学するその15歳の3月に「満蒙開拓青少年義勇軍内原訓練所」に入所、5月には満州の開拓団に送られる。この年1941年12月には日米開戦という時代である。敗戦の1945年5月には現地で「関東軍」に編入され、ソ連軍と戦闘、敗れて山中をさまよひ捕虜となりソ連収容所で「地獄のような生活」（著者）を経験、病気になる。45年12月に中国に戻され抑留生活。郷里に帰るのはそれから13年後の1958（昭和33）年である。吉野さんは33歳になっていた。

県の刊行による「茨城県史」（市町村編・内原町）で満蒙開拓青少年義勇軍内原訓練所をみると、その創設は、1925（大正14）年に、のちに同訓練所の所長となる加藤完治らの運動によって友部町に設立された日本国民高等学校が1935（昭和10）年に内原に移転したと直接的関係がある。国民高等学校の目的は、農村における中心人物の育成と満州・朝鮮に植民しようとする者の育成にあり、当時の日本が帝国主義的海外侵略のために必要としていた「銃後の守り」のための人材作りであった。この国民高等学校の理念は、満蒙への武装移民団の錬成場としての内原訓練所の設立（1937（昭和12）年）に結びついたと書かれている。

内原訓練所では、皇国精神のもと困苦欠乏に耐えよという訓練が行われた。訓練生の年齢は、16～19歳とされたが、戦争の激化とともに14～15歳の少年たちが日本の植民地経営のための捨石として動員されてゆく（茨城県史）。入所者数の県別では長野・広島・山形・静岡・福島が多い。渡満した訓練生の数は、敗戦の昭和20年までに86,530人にのぼる。そのうち24,000人が亡くなっている。なお、日本人満蒙移民の総数は敗戦までの14年間で27万人とされている。

さて帰国した吉野さんは、農業に従事した後25年にわたり町会議員をつとめ、この間を通して思い続けた「自分が青春を託した義勇軍とは何だったのか」という問いの答えをようやくまとめて2007年に本書を著す。

その答えは第1章「義勇軍創設の謎」で明らかになる。義勇軍の創設は、関東軍によって兵役前の青少年を軍の予備軍として編成しソ連国境に配備するという乱暴な目的のもとで、加藤完治ら民間人の満鮮植民要

望を装って秘密裡に進められたことが多くの資料で示される。

吉野さんが1941年5月に満州に送られてまもなくヒトラードイツがソ連に進攻する。日本はこれを好機ととらえ対ソ戦を計画し、関東軍の特殊演習として85万人の関東軍を北部・東部ソ満国境に配置するが、吉野さん達はまさにその一翼の「少年兵」として東部国境近くの関東軍施設に送られる。ドイツのソ連退却で日ソ戦は始まらなかったが、この地で自分は16歳の人生を終えていたかもしれないと吉野さんは述懐する（第2章「幻の対ソ戦」）。

満州への農業移民の目的は、「東亜共栄圏における大和民族の配分配置」という1941年の閣議決定に示され、日・満・支を日本民族の培養基地すなわち領土化して移民を送り込むものだった。そして、満州国は謀略に謀略を重ねて作られた傀儡国家であったことを実証する。

関東大震災の中、無政府主義者の大杉栄と妻や7歳の甥を殺害した甘粕正彦（当時憲兵隊中尉）は、軍法会議で懲役10年の刑をうけるが2年10か月で釈放され、士官学校時代の教官だった東条英機により民間人として満州に送りこまれ、柳条湖事件〔満州事変〕（1931年）での関東軍出兵までの数々の裏工作（ハルビン日本領事館や日系銀行の爆破）を主導し、満州国建設では清朝ラストエンペラー溥儀の天津からの拉致に関わった。こうした暗躍を支えたのは、アヘン取引による莫大な闇資金であったことが紹介される（甘粕は終戦時に自殺する）（第3章「謀略の連鎖」）。

第4章「移民政策を貫いていたもの」では、移民政策がどんなに人道を無視したものであったかが、若い少年達の栄養・食事の面から述べられる。民間移民団や青少年義勇軍の食費は軍隊よりきわめて劣悪で、1人1か月5円で1929年ごろの大連港埠頭の中国人労働者（苦力）の6円50銭より低かった。この金額については、加藤完治が青年は刻苦勉勵すべしとの考えから大蔵省の低予算をそのまま認めたことがのちのち現地青少年を泣かせたと言われている。しかも、月5円には光熱費が含まれ実際の栄養費は1か月3円50銭であった。さらに人間が低栄養でどれだけしのげるかのモルモットとした話が紹介される。大連にあった施設は、浜松町の浮浪者を集めて送り込まれた「移民実習所」だったが、その食費は1人1日8銭、1日2回米の重湯5勺とトウモロコシと大豆の「まんとう」だけが常食であった。これに耐えてこそ本当の移民として満州のどこでもやれるというのが当時の施設指導者の弁だった。吉野さんも内原訓練所の食事は1碗の主食と1種類の副食という、「いかなる粗食にも耐えうるよう」に考えられたものだったと述べている。

第5章「廃墟の中の訓練所へ」、第6章「北辺振

興計画と東寧訓練所」では、対ソ戦準備の手伝いのため
関東軍に使役される少年たちの体験がつつられる。

吉野さんは、第7章で「義勇軍とは何だったのか」を
資料によって結論づける。それは、極東ソ連軍にとて
も及ばない兵力で満州を維持するための補完人員とし
て、本来違法な少年の戦地動員を偽装して行い、彼ら
を「人間トーチカ」としたものだたと述べる。そうし
て、彼らを利用した日本軍は、1945年8月のソ連参
戦に際して、満州の軍人家族は安全地帯に引き上げる
計画を事前に立てていたが、国境地帯に生活していた
開拓団への対策は何も考えていなかった。関東軍司令
部の退却は隠密裡に行われ、開拓団も義勇軍も自分た
ちが置き去りされたことに気づかなかった。1945年
8月2日には、関東軍は「軍は盤石である。邦人とくに
国境の開拓団は生業に休んでじてよい」とのラジオ放送
を行って、自国民を裏切る。最後に吉野さんは、吉林
省方正県の日本人公墓（開拓団員5000人を埋葬）を
訪れた時のことを語り、日本人による公式慰霊が認め
られていないのは、日本政府の歴史問題に対する頑な
な態度にあると指摘する。満州への移民は、中国農民
の耕作地を家屋もろとも奪う形で行なわれた（当時の日

本の全耕作地の3.7倍の2000万ヘクタール）。国の
政策に協力しただけといっても、客観的には侵略の先
兵であった事実は打ち消せない、自分達の存在に向き合
うことが必要だ、と誠実なまとめで本書は締めくくられ
る。

* * *

常磐線内原駅から徒歩で15分ほど南に「水戸市・
内原郷土史青少年義勇軍資料館」がある。本書を読んだ
あと見学した。上記の皇国精神と刻苦勉励主義のもと満
州の大地での活躍を夢見て内原で訓練をうけた少年た
ちを想像させる展示物を見ることができる。生還した訓
練生が満州での体験を書いた詩と絵が心にしみた。昭和
20年の春に15歳で訓練所に入ったが、敗戦の色濃く
渡満はしなかったという方に説明して頂いた。その方
は、加藤完治をよく知り、戦後も親交があったとのこと。
自らの思想を満州侵略と合体させた農本主義者・加藤完
治は公職追放ののち日本国民高等学校校長に復職し、
1967（昭和42）年に83歳で世を去る。（三浦克洋）
* 本書は茨城県平和委員会「平和かわら版」No.637 別刷
（2014年2月5日）に掲載の記事で知った。

行動予定

8月6日(水)、9日(土) 平和の鐘一振り運動

北斗寺、めぐみ教会、長寿館花室保育園にて

* 詳細は事務局までお問い合わせください。

9日(土) 9の日署名 12:00~西武前 (予定)

30日(土) 9周年のつどい実行委員会

「結」59号発行



9周年記念のつどい開催!



記念講演: 伊藤真さん
(弁護士・伊藤塾塾長)

「今こそ、日本国憲法を生かそう!」

10月5日(日) 12:30 開場 13:20 開会
つくばカピオホールにて

イソフオメーシヨソ

◇憲法学習会

日時: 7月27日(日) 13:30~16:00

場所: 水戸市福祉ボランティア会館(水戸市赤塚1-1-1)

講演会: 「戦争をする国づくりを許さない共同のたたか
いを広げよう」谷萩陽一弁護士/参加費無料

連絡先: 茨城県憲法改悪反対共同センター TEL029-219-1031

◇夏の雲は忘れないヒロシマ・ナガサキ 1945年

(女優たちによる朗読)

日時: 8月2日(土) 13:00~

場所: 水戸市県民文化センター/1000円

主催: 2014ピースアクション in いばらき実行委員会・茨
城県生活協同組合連合会 TEL029-226-8485

◇原爆パネル展と映画の集い

*原爆パネル展

日時: 8月7日(木)~10日(日) 10:00~16:00

場所: ふれあいプラザ 1F 展示室/パネル展入場無料

*反戦映画上映会

日時: 8月10日(日) 時間・作品未定

場所: つくば市荃崎運動公園内・ふれあいプラザ 2F

連絡先: TEL029-876-1039(伊藤) TEL029-876-4084(軽部)

◇憲法9条土浦の会—終戦記念日を考える市民のつどい

日時: 8月15日(金) 13:00~

場所: 土浦ワークヒル2F 視聴覚室

DVD上映「その時歴史が変わった」軍服を脱ぎ、銃をペンに
代えたジャーナリスト/資料代300円

連絡先: 憲法九条土浦の会 TEL029-831-6288

◇サマーセミナー2014

日時: 8月23日(土) ①10:00~12:00 ②13:30~15:30

場所: 江東区教育センター第2研修室(東西線東陽町駅)

内容: ①「ケストナーから受け継ぐ大切なこと」池田香代
子さん②「子ども達に伝える憲法力」青井未帆さん(学習
院大憲法学教授)/参加費: 1000円(午前午後のみ500円)

連絡先: 森田麻里子 thepauls@jcom.home.ne.jp

◇夏休み親子企画

日時: 8月24日(日) 14:00受付 14:30~15:30

場所: まつぼっくり保育園(つくば市大角豆2012-668)

内容: 朗読劇「ヒロシマ・ナガサキ2014」ギターとフルー
トの生演奏/参加費: 200円(高校生以下無料)

保育: 事前申し込み(10名まで) 保険料別途100円

主催: 新日本婦人の会つくば支部 TEL029-852-4118